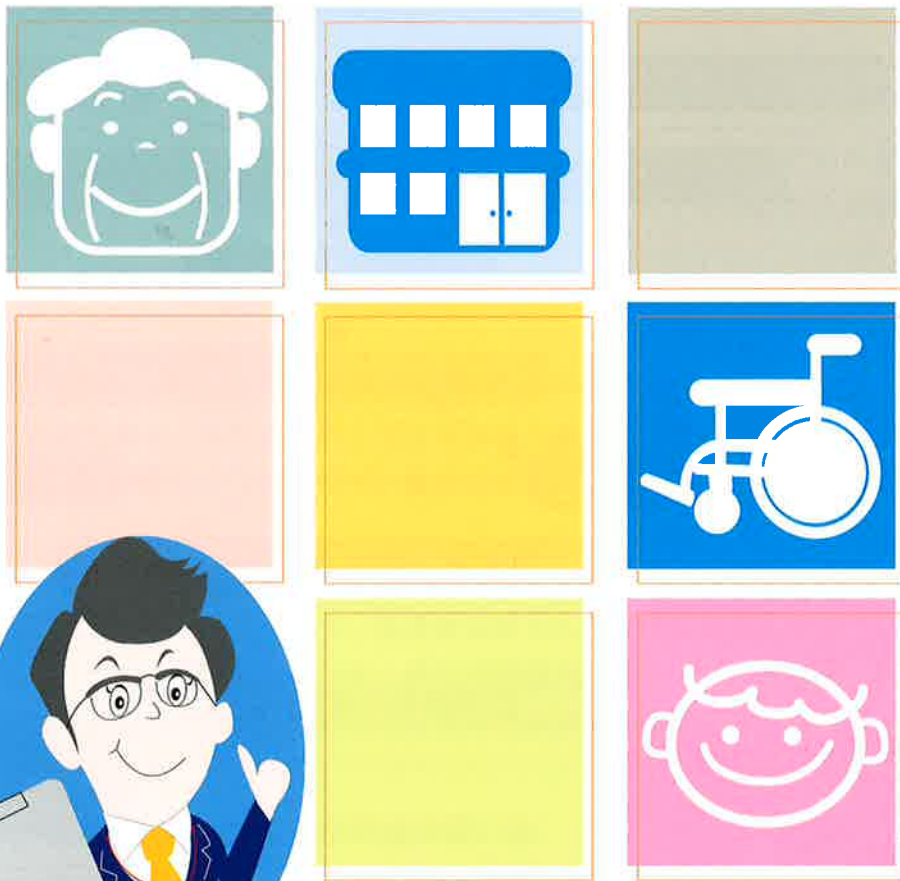




一般社団法人 静岡県社会福祉士会

福祉サービス第三者評価事業

社会福祉士会が福祉サービス事業者の
質の向上と利用者のサービス選択に貢献します。



静岡県福祉サービス第三者評価機関

一般社団法人 静岡県社会福祉士会

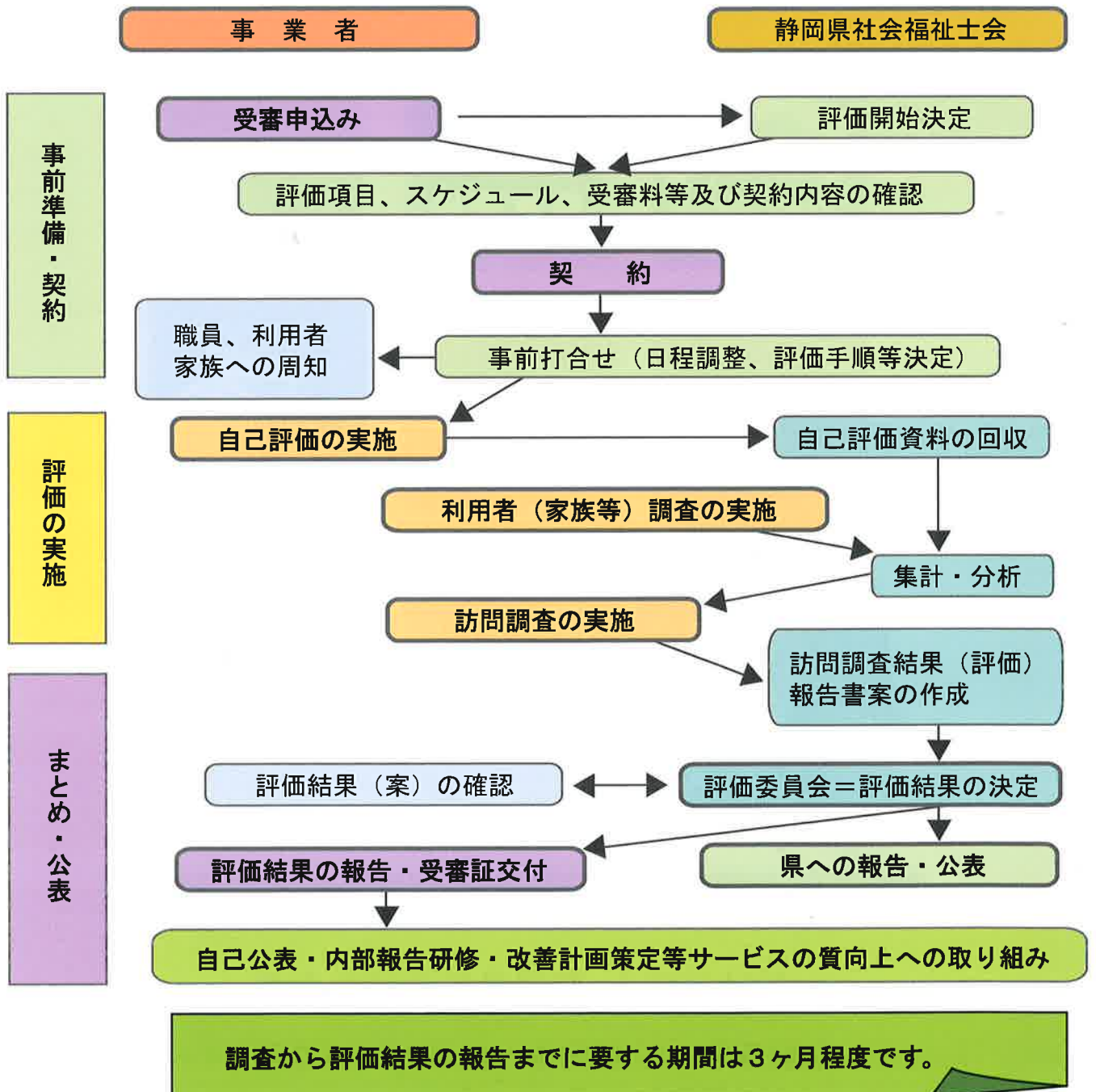
認証番号 静岡県 H17-003号

福祉サービス第三者評価事業とは

福祉サービスを提供している事業者のサービス内容や運営状況について公正・中立な第三者機関が評価を行い、結果を公表することにより、事業者のサービスの質の向上を促進し、サービスの利用者への情報提供を行うことにより信頼性を高めるための事業です。

評価は、静岡県より評価機関として認証を受けた一般社団法人静岡県社会福祉士会に所属する評価調査者が実施します。

福祉サービス第三者評価の流れ



静岡県社会福祉士会による第三者評価を受審するメリット

社会福祉の専門職である社会福祉士が、豊かな経験を生かした評価を行います

社会福祉の専門職団体である社会福祉士会に所属する経験豊かな社会福祉士が評価調査者としてチームを組み、受審する事業所の管理者・従事者・利用者（保護者）の立場を理解して評価を行います。

サービスの質を向上するための課題が見えます

評価の過程や結果から、サービス内容や運営面についての良い点や改善が必要な点などが見えることにより、今後の取り組み課題や改善が必要な点が明らかになります。

利用者の声がわかります

利用者調査も併せて実施することにより、実際にサービスを利用している皆さんの意向や潜在化している声を把握することができます。

事業者情報のPRができるとともに利用者の事業者選択に役立ちます

利用者やご家族、地域の方々にサービスの特徴について理解していただくことができます。事業者の運営に関する考え方や向上への取り組みについてPRすることができます。

指導監査と第三者評価の違いは

行政の行う指導監査は、法令が求める運営等に係る最低基準を遵守しているかを監査し、権限に基づいて改善指導を行うものです。監査の基準は「最低限」、満たさなければならないものです。

それに対して第三者評価は、福祉サービスの質をより良いものにするために、現状を評価し、改善につなげるために行うもので、事業者の皆さんの意思によるものです。

つまり、指導監査で最低限のラインを、第三者評価で現状のレベルを確認・評価するのですが、双方とも、実施後の改善に向けた取り組みが重要である点は同じです。

介護サービス情報の公表と第三者評価の違いは

介護サービス情報の公表は、介護利用者が適切かつ円滑に介護サービスを選択することができるよう、事業者が行っているサービスの客観的な事実を調査、公表するもので、良し悪しの評価は行いません。介護サービス情報の公表は、一定規模以上の全ての介護事業者に義務付けられています。

それに対して第三者評価は、公平・中立的な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの評価を行うもので、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行うことを目的としています。第三者評価の受審は任意です。

評価項目は

評価に使用する評価項目は、各種別ごとに県が「評価基準」として定め、評価のポイントや着眼点も同様に整備しています。評価機関では、その基準に沿って評価を行いますので、どの評価機関で受審しても一定の水準が確保できる仕組みとなっています。そのため、静岡県社会福祉士会が行う評価を受審しますと、県の定めた水準を確保した評価を受けられます。

【主な評価項目】

- ◎理念や基本方針が確立され、職員に周知されている。
- ◎中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。
- ◎研修計画に基づく研修機会を確保している。
- ◎実習生を受け入れる体制を整備している。
- ◎安全確保のための施設・設備上の工夫がなされている。
- ◎個々のサービスの標準的な実施方法が確立されている。
- ◎遊びや生活を通して人間関係が育つように配慮している（保育所）
- ◎契約を締結することが困難な利用者に対する配慮がなされている（特別養護老人ホーム）

評価結果の公表は

第三者評価事業は、結果の公表を前提としています。公表は、県及び評価機関が双方でインターネット上に公開するとともに、県の各健康福祉センター等での公表書類の公開により行います。公表期間は3年間です。

【主な公表項目】

- ◎事業者概要……名称、所在地、種別、代表者氏名、定員、連絡先等
- ◎基本情報……事業内容、居室概要、設備概要、職員配置等
- ◎結果総評……評価の高い点、改善を求められる点
- ◎事業者のコメント
- ◎分類別評価内容…評価分類ごとのコメント
- ◎細目別評価結果…評価細目ごとの評点（3段階評価）

受審料金は

- ◎別表のとおり

第三者評価についての問い合わせ・受審申込み先

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

一般社団法人 静岡県社会福祉士会事務局

電話：054-252-9877 FAX：054-252-0016

(e-mail) shizuokacsw@yr.tnc.ne.jp